

# こちら保健室

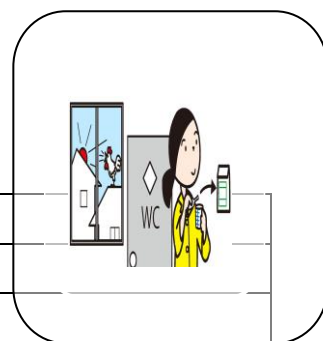
令和3年4月20日  
長崎市立茂木中学校  
保健室

新入生を迎えての歓迎遠足も無事に終わりました。当日は、朝から少し小雨もあったのですが、公園を隅々まで駆け回る茂木中生の姿にたくましさを感じました。

4月からお世話になっています、養護教諭の宮地智恵子（みやちちえこ）です。青い海、緑豊かな山々、おいしい空気、とても素敵な環境に育った茂木中生の健康を保健室からサポートできるよう頑張りますので、よろしく願いいたします。

さて、学校では4月～6月30日の期間、学校保健安全法に基づき「児童・生徒の定期健康診断」を実施します。生徒の健康増進を図り、学校生活の円滑な実施を目的としています。各学年によって検診項目が若干異なりますが、結果から「専門医の検査又は指導を受けた方がよい」場合は随時お知らせします。受診結果は、お手数ですが学校へご連絡ください。

## これからの保健行事



4月		5月	
8日(木)	身体測定(全学年)	11日(火)	尿検査①(全学年)
21日(水)	内科検診(全学年)	12日(水)	心電図検査(1年)
26日(月)	修学旅行 (2・3年)	19日(水)	尿検査②(全学年及び2次対象者)
27日(火)		25日(火)	歯科検診(全学年)
28日(水)			眼科検診(2年)
		26日(水)	耳鼻科検診(2年)
		31日(月)	尿検査③(全学年及び2次対象者)

## 学校伝染病と出席停止について

学校伝染病は、学校において予防すべき「学校保健法に定められた伝染病」のことです。これらの病気にかかったときは学校長の指示により「出席停止」と、なります。学校医その他の医師の診察等を受けられ、診断されましたら、その日のうちに電話等でご連絡ください。※診断書等は不要です。

※感染症の予防方法に係わる出席停止期間の基準は下記のようになっております。

- 結核…症状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認められるまで。
- インフルエンザ…発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
- 百日咳…特有の咳が消滅するまで又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで。
- 麻疹(はしか)…解熱した後3日を経過するまで。
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)…耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 風疹(三日はしか)…発疹が消失するまで。
- 水痘(みずぼうそう)…すべての発疹が痂皮化するまで。
- 咽頭結膜熱…主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- その他の伝染病(医師が指示するまで)

流行性角結膜炎～急性出血性結膜炎～流行性嘔吐下痢症等～